

鳥獣の捕獲に係る入林届出状況

令和8年2月19日現在
盛岡森林管理署

番号	入林予定の場所 (国有林野名・林班等)	捕獲対象鳥獣名	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入 林 の 期 間	入林の目的	申請者		入林者人数	備考
						(団体・個人等)	(県内・外)		
例	盛岡市 砂子沢 毛無森林道 手代木沢、八木巻沢周辺 紫波町 山王海 藤倉林道 諸倉山周辺	ヤマドリ、鹿	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
1	林班名一覧に記載の国有林野名および林班等。 ただし、入林禁止地区は除く。	ニホンシカ・イノシシ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県外	12	
2	貴支署管内一円（立入禁止区域を除く）	シカ・イノシシ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県外	9	
3	盛岡市：砂子沢、毛無森、根田茂、大榎沢、 玉山、姫神岳、藪川、外山第一 滝沢市：滝沢、平蔵沢 岩手町：一方井、川口、金沢山 矢巾町：煙山、 南昌山 雫石町：西根、高倉山 (立入禁止区域を除く)	キジ・ヤマドリ クマ・シカ・イノシシ 等	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県内	2	
4	金山沢 546～550 岩部山 552～555 (立入禁止区域を除く)	シカ・イノシシ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
5	滝沢市 平蔵沢 94～95 盛岡市根田茂大榎沢 522 盛岡市砂子沢毛無森 523～545 紫波町土館山王海 401～419 紫波町山屋峠 509～512、518～521 御所森林事務所管内全域 (立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ・ニホンジカ・ヤマドリ等	銃器・わな	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県内	14	
6	管内全域（立入禁止区域を除く）	クマ・シカ・イノシシ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県内	8	
7	紫波町山屋峠518～521 盛岡市根田茂大榎沢522 盛岡市砂子沢毛無山523～538 (立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ・ニホンシカ	銃器・わな	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県内	2	
8	姫神岳59～68 岩部山552～555 虫壁山513～516 508～521 毛無森523～538 540～545 箱ヶ森 436, 437	イノシシ・シカ	わな	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
9	砂子沢毛無森林道 手代木沢 矢ヶ沢周辺 紫波町山王海 藤倉林道 諸倉山周辺（立入禁 止区域を除く）	ヤマドリ・シカ・クマ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
10	盛岡市・滝沢市・雫石町・矢巾町・紫波町 (立入禁止区域を除く)	クマ・ヤマドリ等	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
11	立入禁止区域を除く雫石町一円	クマ・シカ・イノシシ・キジ・ヤマドリ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県内	50	
12	盛岡森林管理署管轄国有林 立入禁止区域を除く	ニホンジカ・イノシシ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年2月28日	指定管理鳥獣捕獲等事業	団体	県内	1190	
13	管内全域（立入禁止区域を除く）	シカ・イノシシ・クマ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
14	盛岡署管内 岩手町・盛岡市 (立入禁止区域を除く)	ニホンシカ・イノシシ	銃器	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県内	47	

鳥獣の捕獲に係る入林届出状況

令和8年2月19日現在
盛岡森林管理署

番号	入林予定の場所 (国有林野名・林班等)	捕獲対象鳥獣名	捕獲方法 (銃器・網・わな)	入 林 の 期 間	入林の目的	申請者		入林者人数	備考
						(団体・個人等)	(県内・外)		
15	滝沢市 平蔵沢94～95 盛岡市 姫神岳、小沢山、大榎沢、毛無森 金山沢、岩部山、町村山、外山第一、箱が森、虫 壁山、三助山、大繋 紫波郡 山王海、東根山、僧ヶ沢山、峠、大白沢、 南昌山、鷹ヶ平 雫石町 男助山、板越山、高松山、黒沢山、矢櫃 山、深沢 (立入禁止区域を除く)	キジ・ヤマドリ・シカ・ イノシシ・クマ	銃器	令和7年11月3日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
16	箱ヶ森、山王海ダム周辺 (立入禁止区域を除く)	ニホンジカ・イノシシ	銃器・わな	令和7年11月1日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
17	東根山 山王海 (立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ヤマドリ、カモ	銃器・わな	令和7年11月5日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	団体	県内	2	
18	笠森山、権現山、大野山、折壁峠、黒森山、砂子 沢、桐ノ木沢山、毛無森、東根山、諸倉山、四ノ宗 山、塚瀬森 (上記山林に係る河川の本流、交流流域、林道沿 い含む。なお、立入禁止区域を除く)	クマ・シカ・イノシシ・鳥類	銃器・網・わな	令和7年11月12日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
19	町村山80～87林班、外山第一205～372林班(立 入禁止区域を除く)	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ	銃器	令和7年11月7日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県外	1	
20	管内全域(立ち入り禁止区域を除く)	狩猟可能鳥獣全般	銃器	令和7年11月15日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県外	2	
21	盛岡森林管理署管轄の国有林(岩手県雫石町全 域、岩手県滝沢市全域、岩手県盛岡市、岩手県矢 巾町及び岩手県紫波町のうち北上川を境界とする 西部地域(立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ	銃器	令和7年11月21日 ～ 令和8年2月28日	指定管理鳥獣捕獲等事業	団体	県内	94	
22	盛岡市:砂子田第11地割 立入禁止区域を除く	シカ・イノシシ	わな	令和7年11月29日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	1	
23	788, 789, 790, 791林班内の可猟区域(網張) (立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ	銃器	令和7年12月5日 ～ 令和7年2月28日	狩猟	個人	県外	1	
24	紫波郡紫波町佐比内僧ヶ沢山501～503(立入 禁止区域を除く)	ツキノワグマ、ニホンジカ、イノシシ、ヤマドリ	銃器・わな	令和7年12月20日 ～ 令和8年3月31日	狩猟	個人	県内	2	
25	管内全域(立入禁止区域を除く)	ツキノワグマ	わな	令和8年2月20日 ～ 令和8年2月28日	指定管理鳥獣捕獲等事業	団体	県内	65	
26									
27									
	届出があり次第、随時更新します。				～				
				～					